

## 相続放棄・限定承認の申述の有無について照会をされる方へ

### 1 管轄裁判所について

被相続人の最後の住所地を、住民票の除票又は戸籍の附票により確認し、管轄する家庭裁判所（本庁又は支部）へ照会書を提出してください。

岐阜家庭裁判所本庁の担当地域は、岐阜市、関市、美濃市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡、下呂市の内金山振興事務所の所管区域、郡上市です。その他の管轄については、最高裁判所ホームページ等により御確認ください。

### 2 手数料について

照会の手数料は無料です。ただし、回答書の郵送を希望される方は、郵送料を負担してください。

### 3 照会方法について

照会の申請に当たっては照会申請書及び目録を必ず提出してください。調査は、目録に記載していただいた氏名に基づいて行います。照会書式は、7のとおりインターネットで提供しています。

### 4 添付書類について

照会の際、添付書類として以下の書類が原則として必要になります。ただし、例外的にその他の書面の提出をお願いすることもありますので御了承ください。

・被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）のコピー

※取得できない場合は死亡戸籍謄本と附票を、これらも取得できなければ、調査の上報告書にて疎明してください。

・照会者の本人確認書類（法人は資格証明書等・個人は住民票）のコピー

※発行から3か月以内のものを用意してください。

・相続関係図

・委任状（受任者は弁護士に限られます）

※ただし、法人に限り、代表者の委任状及び社員を証する書類のコピーにより、社員による照会も可能です。

・照会を求める理由（利害関係）を疎明する資料のコピー

※照会者が債権者の場合、契約の存在や照会時点の債権額、権利が移転した場合は原契約とのつながりを疎明する各資料を、照会者が相続人の場合、被相続人とのつながりを疎明する戸籍謄本等を、それぞれコピーして提出してください。

※契約書等記載の住所地と、被相続人の住民票上の住所地が異なっている場合、「被相続人の戸籍の附票」等を別途提出していただく場合があります。

・郵便切手を貼付した返信用封筒（回答書の郵送を希望される場合のみ）

### 5 調査期間について

調査期間は、原則として被相続人の死亡日から3か月間です。ただし、先順位者の放棄が受理された日を疎明し、又は相続人に催告した日を疎明した場合は、それらの日から3か月間となります。

なお、電磁的データにより検索できる場合は、現在までの申述の有無を調査します。

※通常は照会から回答まで一週間程度で処理していますが、照会が混み合う場合や電磁的データの対応期間外の場合は、相応のお時間をいただくこととなります。予め御了承ください。

### 6 受理証明書（相続放棄等の申述が受理されている旨の証明書）について

交付申請の書式は、7のとおりインターネットで提供しています。

なお、この照会とは審査の内容が異なるため、追加資料の提出をお願いすることがあります。また、受理証明書の交付には、申述人1人につき（限定承認の場合は1件につき）収入印紙150円の手数料が必要となります。

### 7 照会書や証明交付申請書のダウンロード（岐阜家庭裁判所のホームページ）

<http://www.courts.go.jp/gifu/saiban/tetuzuki/syosiki/index.html>

### 8 問い合わせ先

岐阜家庭裁判所（相続放棄有無照会担当） 〒500-8710 岐阜市美江寺町2-4-1

TEL 058-262-5346（午前8時半～11時半、午後1時～4時半まで）